

金田町人の動き

世帯数 2,287
 人口 8,757 減26名
 男 4,244 女 4,513
 出生 6 死亡 4
 転入 28 転出 44

かなだ

第132号

金 田 町 報
 発行所 金田町役場総務課
 編集兼発行人 大熊康郷
 印刷所 九州機関紙印刷所
 電話 093 (602) 4461

議会だより

議 会 事 務 局

昭和四十九年三月第一回
 定例議会招集以後六月第四
 回定例議会招集まで臨時議
 会が六月二回招集され次の
 とおり諸議案が慎重審議さ
 れました。

- ◎昭和四十九年三月定例議
 会。昭和四十九年三月定例議
 部を改正する条例につ
 (可決)
- ◎福岡県市町村職員退職
 手当組合規約の一部変更
 について(可決)
- ◎田川地区客場組合規約
 の制定について(可決)
- ◎金田町国民健康保険税
 条例の一部改正する条例に
 ついて(可決)
- ◎昭和四十八年度金田町一
 般会計補正予算(十二
 号)(可決)
- ◎昭和四十八年度金田町
 有線放送電話特別会計補正
 予算(三号)(可決)
- ◎昭和四十八年度金田町
 国民健康保険特別会計補正
 予算(三号)(可決)
- ◎専決処分を報告し承認
 を求めることについて(可
 決)
- ◎昭和四十八年度金田町簡
 易水道特別会計補正予算
 (六号)(可決)
- ◎昭和四十八年度金田町
 水道事業会計補正予算(四
 号)(可決)
- ◎調停の申立てについて
 (撤回)
- ◎金田町国民健康保険税
 条例の一部を改正する条例
 について(可決)
- ◎金田町廃棄物条例の一
 部を改正する条例につ
 (可決)
- ◎昭和四十八年度一般
 会計補正予算(十二号)(可決)
- ◎金田町有線放送電話業
 務の有効期間変更について
 (可決)
- △訴訟の提起について
 (可決)
- ◎昭和四十九年度金田町
 一般会計暫定予算(可決)
- ◎昭和四十九年度金田町
 有線放送電話特別会計暫定
 予算(可決)
- ◎昭和四十九年度金田町
 同和地区住宅改修資金貸付
 事業特別会計暫定予算(可
 決)
- ◎昭和四十九年度金田町
 国民健康保険特別会計暫定
 予算(可決)
- ◎昭和四十九年度簡易水
 道特別会計暫定予算(可決)
- ◎昭和四十九年度四月
 六分金田町水道事業特別
 会計暫定予算(可決)
- ◎宝見、苅業株式会社の所
 有地に係る公共用地の処理
 (採択)

について(可決)
 ◎金田町税条例の一部を
 改正する条例について(可
 決)

◎昭和四十九年度金田町
 一般会計予算(可決)。
 ◎工事請負契約の締結に
 ついて(可決)

◎昭和四十九年度金田町
 有線放送電話特別会計(可
 決)

◎昭和四十九年度金田町
 同和地区住宅改修資金貸付
 事業特別会計予算(可決)

◎金田町立老人憩の家の
 設置及び管理に関する条例
 の制定について(可決)

◎昭和四十九年度金田町
 国民健康保険特別会計予算
 (可決)

◎昭和四十九年度金田町
 簡易水道特別会計予算(可
 決)

◎特別職の職員で非常勤
 のものの報酬及び費用弁償
 に関する条例の一部改正条
 例について(可決)

◎昭和四十九年度おける
 期末手当の割合等の特別に
 関する条例について(可決)

◎昭和四十九年度金田町
 水道事業会計予算(可決)

◎陳情書(中学校普通教
 室六教室新築実現方陳情)
 (採択)

◎特別措置をお願い(廃棄
 物処理施設建設工期その
 他)(採択)

◎産地地教育振興に関す
 るお願い(採択)

◎陳情書(失対事業の運
 営)(採択)

◎請願書(失対事業資金
 引上げ、資材費増額、級地
 引上げ)(採択)

◎申入書(日中友好条約
 早期締結を要求決議ほか)
 (採択)

◎請願書(適正米価の実
 現に関する採択)

◎全国全産業一律最低賃
 金制確立の決議を求める請
 願(採択)

◎失対事業費大幅増額と
 賃金引上げを求める請願
 (採択)

◎地方自治体が労働金庫
 へ預託の条例化をもとめる
 請願(採択)

◎保育所、保育園の労働
 条件の改善を求める陳情
 (採択)

◎公設土曜市場の設立を
 求める陳情(採択)

高令者の医療無料化を六
 十五歳の年から実施を求
 める決議請願(採択)

◎五歳児未満の医療を公
 費による無料化の措置を求
 める決議の請願(採択)

◎生活保護費の基準引上
 げと福祉年金社会福祉措置
 等の引上げ並びに物価手当
 を求める請願(採択)

◎雇用保険法反対と失業
 保険制度改善をはじめとす
 る雇用対策の確保充実を求
 める決議の請願(採択)

昭和四十九年六月七日臨
 時議会において次のとお
 り。

◎工場誘致について(撤
 会委員の選任について(可
 決)

◎昭和四十九年六月二十
 七日定例議会において諸議
 案を慎重審議の結果次のと
 おり。

◎金田町国民健康保険税
 条例の一部を改正する条例
 について(可決)

◎金田町職員の給与に関
 する条例の一部を改正する
 条例について(可決)

◎単純な業務に雇用され
 る職員の給与の種類及び基
 準に関する条例の一部を改
 正する条例について(可決)

◎金田町職員定数条例の
 金の増額要求(採択)

一部を改正する条例につ
 て(可決)

◎固定資産評価審査委員
 会委員の選任について(可
 決)

◎専決処分を報告し承認
 を求めることについて(可
 決)

◎昭和四十九年度金田町
 一般会計補正予算(二号)
 について(可決)

◎昭和四十九年度金田町
 簡易水道特別会計補正予算
 (一号)(可決)

◎昭和四十九年度におけ
 る期末手当の割合等の特別
 に関する条例について(可
 決)

◎陳情書(国や県に補助
 金の増額要求)(採択)

愛の献血実施

についてお知らせ

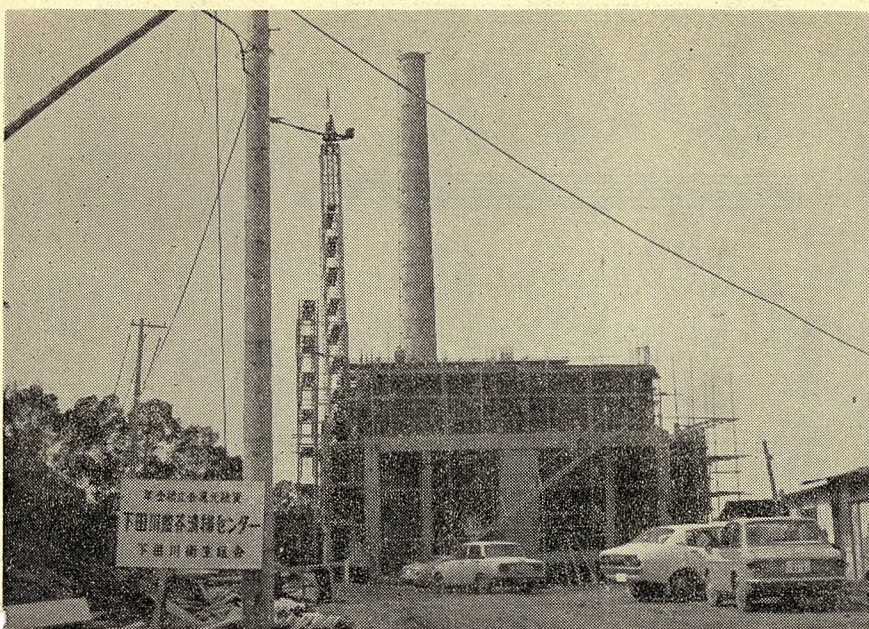
保 健 係

私達の生命は、今日交通
 事故をはじめ、いろいろな
 危険にさらされています。
 救命を必要とするよう
 な事態が起きないとも限り
 ません。このようなときに、
 尊い生命を救うのが輸血で
 す。この血液は現代の医学
 をもつても人工的に作るこ
 とはできません(愛の献
 血)、よって準備するし
 かりません。私たちは、
 日常生活のないときは重要
 性を考えないが、事故があ
 ると、後三時まで。
 とき 昭和四十九年十月
 二十九日、午前十時より午
 後三時まで。
 ところ 金田町中央公民館。

下田川塵芥清掃

センター完成近し

住民課 保健係



(下田川塵芥清掃センター建設現場写真)

糸田町、金田町、方城町赤池町で構成されている下田川衛生組合は、四町初の共同事業として昭和四十六年に下田川衛生センター（し尿処理施設）を完成、この度二期工事下田川じんかい清掃センター（ごみ処理施設）を昭和四十八年一月着工（赤池町大字市場）十月完工を目指して順調に工事は進んでいます。

この清掃センターは四万五千平方メートルの用地に昭和四十七、四十八、四十九年度三年連続事業として、総工費三億六千六百万円、年金積立金還元融資一億六千四百四十万円、各町の分担金総額一億一千万円）で機械化バッチ炉二基を中心とした近代設備で処理能力は一日八時間運転で四十トン、一六時間運転では八十トンの焼却処理が出来ます。

公害防止設備としては筑豊地区では例のない電気集じん機をはじめ、機械式除じん装置最新鋭の洗煙装置等を設備煙害防止に力を入れています。

汚水処理も循環式を採用排水しないで済み、十月完成稼働の結果下田川四町の環境衛生行政を一層推進させ、町民生活に大きく貢献するものと期待しています。

税務課だより

税務課

(1) 町税納入の場合には必ず納付書忘れず会計へ。納税者の皆様には日頃町税に対する御協力をいただき誠に有難うございます。さて十月は、町県民税第三期分の納期日でございます。十月末日までには是非納入下さいますようよろしくお願い致します。

(2) 税務関係諸証明について税務課から発行いたしてあります土地、家屋、評価所在証明・納税証明・所得証明には本人以外の方が役場へおいでのときは、証明を必要とする方の委任状又は承諾書が是非必要です。是非お忘れなくお願いいたします。

(3) 家屋の取りこわし、減失届出について
本年一月以降家屋の取りこわし、減失等がありましたら減失の届出をして下さい。用紙は税務課にありまして印かんを持っておいで下さい。この届出をしないと昭和五十年年度において、固定資産税が課税されますので、念のためお知らせいたします。

(4) 家屋の新築・増築等による調査について
本年一月以降家屋を新築又は増築されたところへは後日、税務課職員が現地へ向向き家屋、内外を調査させていただきますので、その節はよろしく御協力の程をお願いいたします。

その他町税につきましても、わからないことがありましたら税務課までお問い合わせ下さい。

タバコは清潔に
都市美化運動が進められてる現在ですが、街の美化を妨げているゴミの中で、タバコの吸いごみが多く目につきます。そこで専売公社と田川タバコ販売組合では、タバコは清潔に、合では、スモキング。クリーン（清潔にタバコを吸いましょう）という町民運動を行なっています。商店街に灰皿を寄贈したり、ポット吸がら入れの配布を行ない、町内の販売店には店頭ポスターを始め、空箱入れ、灰皿などの準備しなから少しでも金田町が汚れないよう努力いたしております。

金田町の美化運動の一環として「タバコの投げ捨て」町民皆様のご理解と協力により街を、自然を美しくする運動にご参加をお願いいたします。

その夜は不勉強が悔やまれて、なかなか寝つけませんでした。翌日、手紙とネックレスをいただいた時は、言葉の障害はあっても誠意を尽くせば心は通じるといふことを、身を持って知り感激しました。でも、語学の必要性も大いに感じました。これは、一人対一人の些細な出来事ですが、このようなふれ合いが広がれば、やがては世界の平和につながるのでないでしょうか。

日本を離れて、一番強く感じたのは、日本人の勤勉さです。四季のある日本に生まれてよかった、と思いました。太平洋戦争が終ったとき、日本とフィリピンに大差は無かったらうと思ひます。それが、今日の姿に何十年も開きがあるのは、どうしてでしょうか。

社会福祉制度は皆無と云ってよいほどです。国勢調査すら行なわれてないそうです。長い間の植民地生活と風土が、国民性を造り、それが根強い原因になっているような気がします。長寿園のお年寄りが、一生懸命手足を動かして運動している姿を見る度に、唯一の国立であるという老人ホームの暗い部屋に、じっとしていたお年寄りの空虚な顔が、目に浮かんできます。

「青年の船」の旅を終えて

吉田 元美

長い間憧れていた「青年の船」そして、初めて踏み出して来た外国フィリピン共和国。二週間の貴重な経験を無事終えることが出来た。静かに過ぎ去った日々を振り返ると、大勢の方々の御力添えで乗船出来たことに、感謝の気持ちでいっぱいになります。いつまでも今の気持ちを忘れないようにして、私が感じた事や経験したことを、出来る限り多くの方々にお伝えするのと共に、何らかの形で少しづつ御返しして行きたいと思っています。

私が、「青年の船」に志を立てたのは、四年間特別養護老人ホーム長寿園中心にすごして来た生活に、区切りをつけたからだからです。ひとときでも仕事を離れ、若い人の規律ある団体生活の中で、自分を見つめ直す。そして、若者と老人の接点になって、老人ホームの実態をP・Rする。「青年の船」は、私のような者にも機会を与えてくれ、予想以上の多くのものを、体得させてくれました。団員として決定されるま

で、三回の事前研修が行なわれました。いかなる理由があっても、参加しない資格があると、公民館の先生方から御注意を受けましたので、この間ほど、健康や事故に気がつけた事は、今までになかったと思ひます。内定の通知を受けた三百余名が、県内各地から、英彦山青年の家講堂に集まった時、それぞれの胸に秘められた気迫に圧倒されたが、第二回「青年の船」の映画を見たり、フィリピン事情の講義や体験談を聞くうちに、事業の大要である。「規律ある団体生活を通じて心身を鍛練し、また、国際的視野を広め、郷土を正しく理解させ、たくましい青年の育成をはかる」ための団員になれる様頑張ろうと、決意を新にしました。

「青年の船」の活動は、大別すると、船内活動と寄港地活動に別れます。一日五時間の研修時間が設けられ、講義・討論会・視察報告会・クラブ活動・班別組別研修・テーマ別討論・委員会・青年の船祭り・パ

ティール等、多面に渡りスケジュールが組まれていて、多くの人々と接する事が出来た。日数の関係もあって、広く浅くの研修に停まったような気がしますが、これをきっかけにして、下船後の活動が広がると思います。

若いからこそ出来るのかもしれませんが、真剣な討論の後のわだかまりのない笑い、一人ぼつんとしていれば声を掛け合う暖かさ、一つの目標に向かって団結する意気込み、職場には先輩の人が多いし、老人に囲まれた生活に浸りきっていた私は、皆と一緒に笑い、歌い、考えながら、「青春はバラ色」の言葉思い出しました。「船」もまた、特殊な社会ですが、そこで生まれた友情が、そこだけで終るものではないと信じています。

寄港地は、セブ市・マニラ市でした。わずか五日間の滞在、しかも、辞書やトムの巻を片手に話す程度の語学力で、フィリピンの人達の真の姿・考え方を、とうてい計り知ることはできませんが、この目で見、肌で感じたことから、また日本青年海外協力隊の方のお話から、フィリピンについて簡単に述べますと、「貧富の差が非常に激しい国で、一握りの大金持が政治

・経済を動かしている。日本では考えられない位、失業者が多い。しかし、その貧しい人達の表情は明るく、暑い国である。そして、約二年前から戒厳令が敷かれている」という記事です。

セブ市での熱狂的な歓迎は、私の脳裏に焼きついていきます。私達のバスが道路の真中を走ると、大勢の人が平和のVサインを示して手を振ってくれるのを不思議に思い、何か申しわけない気持ちで、私も一生懸命手を振りました。後で、「フィリピンは観光に力を入れている。外国人に迷惑をかけるようなことがあれば、警察官はその場でその人を射殺しても良いことになっている」と聞き、愕然としました。交換会や家庭訪問での陽気で少々大ききにも思える歓迎に、偽りは無いと思つたのですが。

英会話力の不足で、内容の深い会話まで進みませんでした。身ぶり手ぶりで、また、私が理解できない時は、言葉を代えて話して下さった親切は忘れられません。

交換会でお話したのは、ボーイスカウトの方でした。短い時間でしたが、不自由な言葉を踊りと歌で補って楽しく過ごしました。

もちろん、団員と一緒にゲームをしたり、踊ったりされた方もおられました。日本に生まれた幸せを、恐らく、団員全員が噛みしめたと思いますが、二十九年前の姿から今日に発展させた方々への感謝と、フィリピン沖の海底に眠る四十万の御霊や、淋しいモンテンパの丘に眠る戦死者、サンチャゴ要塞で水死させられたフィリピンの人達の尊い犠牲の上に築かれた平和であり繁栄であることとを、忘れてはならないと思ひました。

平和と秩序をとり戻すために、マルコス大統領は、戒厳令を敷かれたと聞ききました。日本のように発展する事が、フィリピンの人々にとって、幸せにつながると思へませんが、せめて、社会福祉制度と教育制度だけでもっと発展することを願って、マニラ湾の日暮れと共に、フィリピンに別れを告げて来ました。渡りの博多湾に、五色のテープが舞った日から十四日間、「青年の船」に乗って、本当に良かったと思ひます。戦争を知らない私が、戦争の悲惨さを身を持って知ったし、今まで自分に不足していたものが何であつたか、気がつきませんでした。そして、世界の大き

を感じて、お年寄りのお世話に励んでいます。最後にになりましたが、この機会を与えて下さった福岡県民、金田町民の皆様から心からお礼を申し上げます。また、事情の許す限り、一人でも多くの若者を、「青年の船」に乗せていただきたいと思ひます。

募集

福岡県警察官

採用予定人員
約一八〇名
第一次試験
十月二十七日
第二次試験
十一月月中旬
試験地
福岡市 北九州市
飯塚市 久留米市

受験資格
昭和二十二年四月二日から昭和三十三年四月一日までに生れた男子。
身体検査合格基準
身長 一六〇センチ以上
胸囲 七八センチ以上
体重 四七キロ以上
視力
両眼とも裸眼視力〇・六以上、または裸眼視力が〇・一以上、〇・六未満で、きょうせい視力一・〇以上であること。

その他
身体に奇形その他の異状がないこと。

水五訓(一人言葉)

水道課

山紫水明、水豊かなる郷土金田にあって、平素水の恩恵を往々にして忘れがちではないでしょうか、現在の水資源は無限ではなく必ずや水不足が深刻な課題になる。私はこの生命に不可欠な「水」に携わる一員として、水五訓をかかげ、いつも座右の銘としている。

(一) 自ら活動して他を働かしむるものは水なり。職場などにおいて、種々の問題が起る事が多い、その解決にあっては常に自分自身が責任を持つと共に、率先して対処することを考へていく。時によって、出すぎてかえって解決が遅らすということもあるが、決して他山の石とせず、あくまで率先してことに処するよう心掛けていくが、実態は意にそわない面が多い。

(二) 常に己れの進路を求めて止まざるは水なり。水道事業をとりまく環境のきびしい今日、企業には合理化は一時もその努力をゆるがせにはできない。しかしながら、どのように改善すべきかと考えるとき、

原因が必ずあるものだ。相手の立場はなつてよく意見を聞き、自分を顧みることが肝要と思う。まだまだ清濁を併せ容るといった心境にはほど遠い自分を恥じる次第である。

良き対策を見つることに苦慮している。例えば日々の事務処理については慣行にこだわらず必要最少限に、また水道メーターからはじまる有水量の集計についても、現行で良いのかどうかと考えるとき、担当者共々旧習を打破し、お互いに原点に立ち返り、新しい方法を見つけ出し、適確に迅速に処理し、サービス向上に努力しなければと痛感する。

(三) 障害にあり、激しくその勢力を百倍し得るは水なり。対外交渉などで、しばしば暗礁にのり上げる事がある。そんなとき誰しも嫌気がさして、なげやりになりがちであるが、ここでもう一粘りと思っておこなうことができるのも、この訓のお蔭だと思ふ。

(四) 自ら深くして、他の汚れをあらひ清濁併せて容るの量あるは水なり。諸事に公平であることはいうまでもないが、その立場にはなかなかないものである。一方的に相手を非と責めがちになるが、不平不満には積み重ねられた

原因が必ずあるものだ。相手の立場はなつてよく意見を聞き、自分を顧みることが肝要と思う。まだまだ清濁を併せ容るといった心境にはほど遠い自分を恥じる次第である。

(五) 洋々として大海を充し発して蒸気となり雨となり雪に交じり霞と化し凝って玲瓏なる鏡となり而もその性を失わざるは水なり。いつも心豊かに感じ独り心静かに吟じているが、いまだその処訓を習い得ることには到底できない。我儕なお願いではありませんが、町民皆様方の御高導賜りたく、紙上を借りてお願いする次第であります。

このことについて児童手当等の制度の充実を図る為、児童手当法、児童扶養手当法及び特別児童手当法の一部が下記のとおり改正され、手当額の引き上げが行なわれるとともに、児童



お知らせ

乳幼児重度心身障害者の医療費無料化について

住民課 福祉係

記

このことについて、来る十月一日より福岡県下一斉に実施されることになり、すので、下記の事項に該当される方々は、役場の住民課福祉係まで印鑑と保険証を所持の上お出で下さい。

- 一、乳幼児については、昭和四十六年十月二日以降に誕生された者。
- 二、重度心身障害者については満三歳以上、六十五歳未満の身障者手帳の一、

児童手当の一部改正する法律の改正について

お知らせ

住民課 福祉係

扶養手当の要件の緩和、および特別福祉手当の支給が実施されることになりました。

記

- 1、児童手当法について
四十九年十月分分手当から現行の月額一人につき、三千円が四千円に改正されます。
- 2、児童扶養手当法について
(1) 手当額の改定
四十九年九月分分手当から現行の月額一人につき、六千五百円が九千八百円に改正されました(第一子のみ、第二子以降は現行どおり)

このことについて児童手当等の制度の充実を図る為、児童手当法、児童扶養手当法及び特別児童手当法の一部が下記のとおり改正され、手当額の引き上げが行なわれるとともに、児童

- (2) 対象児童の要件の緩和
義務教育終了後二十歳に達する迄の児童でその者の廃疾の程度が国民年金法の二級に相当するまで拡大された。四十九年九月中に認められた。
- 二級を所持されてる方、並びに精神薄弱者は知能指数〇・三五未満の認定を受け

た者。但し生活保護受給者は除きます。なおこの制度は他の保険(国民健康保険、社会保険、共済等)に加入していることが絶対要件であります。

- 三、届出期間
自九月二十四日
至九月三十日

御芳志ありがとうございました

ごさいました

金田町連合長寿会 (順不同)

金一封 森山武一殿 金一封 松山貫治殿

香典返しのお礼を申し上げます

申し上げます

金田町社会福祉協議会 (順不同)

- 金一封 政光治文殿 金一封 吉田桃太郎殿
- 金一封 西尾ナヲ殿 金一封 入院見舞お返し
- 金一封 加治唯祐殿 金一封 吉田桃太郎殿
- 金一封 毛利千鶴子殿 皆様方から社会福祉協議会へ御寄贈戴きましたこの御芳志にお応えするために社会福祉関係の有意義なことに使用させていただきます。
- 金一封 本松マサエ殿
- 金一封 木戸タマノ殿
- 金一封 宇都宮英一殿
- 金一封 山本昌利殿
- 金一封 中山敏典殿
- 金一封 空閑義則殿
- 金一封 片山マサ子殿
- 金一封 並川芳正殿

有難うございました厚くお礼を申し上げます。